

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和4年7月19日(火) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成 農業委員 16 名

出席委員	1 番	松田	明久	2 番	木野	浩之
	3 番	永井	英男	4 番	石黒	正幸
	5 番	井口	喜裕	6 番	永田	勝美
	7 番	西村	淳子	8 番	天野	智康
	9 番	村松	恵美子	10 番	荻原	克夫
	11 番	鈴木	稔	12 番	加藤	元章
	14 番	渥美	敦子	15 番	石川	智康
	16 番	安間	啓一			

3 事務局

農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
課長補佐兼農業振興係長	1 人
主幹兼農地整備統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人
農業経営指導マネージャー	1 人

4 議 事

事務局 (木根)	それでは、ただいまから7月の総会に入ります。 ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。
会長	それでは、ただいまから7月の総会を開会いたします。 最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、 総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「4番 石黒正幸 委員」、 「5番 井口喜裕 委員」を指名いたします。 次に、日程第2、議第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第 3 条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

豊沢 []、畑、[] m²、
[] から [] への
所有権移転になります。

【2】

豊沢 []、畑、[] m²、
[] から [] への
所有権移転になります。

【3】

豊沢 []、畑、[] m²、ほか 2 筆、計 [] m²
[] から [] への
所有権移転になります。

【4】

浅羽一色 []、田、[] m²、ほか 1 筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【5】

西ヶ崎 []、田、[] m²、ほか 5 筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

以上、計 5 件、[] m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1 番、2 番、3 番は同じ場所ですので、一括して説明させていただきます。申請地は豊沢 [] になります。場所は、[] になります。この場所は、10 年程前、[] さんが耕作しておりましたが、[] さんが亡くなったため、耕作放棄地となり茶も伸び放題となっていて、困っていたところ、[] が再開拓して耕作し、所有権移転の申請となります。特に問題がないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

金原委員

4 番、5 番の説明をいたします。4 番は浅羽一色と富里です。場所は、浅羽一色 [] になります。5 番は西ヶ崎で [] で、その西になります。4 番は [] さんから [] さんへの所有権移転で、5 番は [] さんから [] さんへの所有権移転

となります。今までは、■■■さんが4番、5番のところを全部耕作しておりましたが、■■■さんが土地の売買を希望し、今まで耕作していた■■■さんは5番については買えるが、4番については買えないということで、4番は■■■さんに買ってもらうことになりました。4番、5番両方とも、今までどおり耕作するということです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第28号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第28号については、承認することに決しました。

次に、議第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

鷺巣■■■、畑、■■■㎡、ほか1筆、計■■■㎡につきましては、■■■が自己用住宅敷地として、転用申請するもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計1件、畑、■■■㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

永井委員

1番の説明をいたします。申請地は鷺巣で、■■■の北方向、■■■の西方向であります。申請者の■■■さんが自己用住宅敷地に転用す

会長

る許可申請です。南側の現住宅地は、西側にある崖地の土砂災害特別警戒区域に入っておりまして、その場所に住宅を再建築できないということで、北側隣地の高台に住宅を建築する計画です。

なお、現在の住宅敷地にある農業用倉庫はそのまま残して、その他の施設は適正に管理するとのことでした。

排水は合併浄化槽を通じて、雨水と同様に隣接するU字溝に流していく計画です。北側と南側は宅地で東側の隣地は山林となっております。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第 29 号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 29 号については、承認することに決しました。

次に、議第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【 1 】

高尾■■■■■、畑、■■■■■㎡につきましては、■■■■■から■■■■■
■■■■■ほか 1 名へ所有権移転を行い、貸資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第 1 種農地および第 3 種農地に該当しない農地であることから、第 2 種農地に該当します。

【2】

豊沢 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] ほか1名へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【3】

豊沢 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【4】

愛野 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【5】

川井 []、田、 [] m²、ほか4筆、計 [] m²につきましては、 [] ほか1名から [] へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域等に指定されており、第3種農地に該当します。

【6】

川井 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] ほか1名へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【7】

堀越 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【8】

山科 []、田、 [] m²、ほか2筆、計 [] m²につきましては、 [] ほか2名から [] へ所有権移転を行い、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。また、申請地は、令和4年6月10日付けで袋井市土地利用事業の承認を受けております。

【9】

広岡 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【10】

小山 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、緑地兼緩衝帯として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【11】

見取 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ賃貸借により、資材置場敷地として、一時転用されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地に該当し、原則不許可となりますが、令和5年3月31日までの一時転用申請です。

【12】

友永 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【13】

松原 []、田、 [] m²、ほか2筆、計 [] m²につきましては、 [] ほか1名から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計 13 件、田、 [] m²、畑、 [] m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1 番の説明をいたします。申請地は高尾 []、 [] 南側になります。 [] さんから [] さんへの資材置場の所有権移転の申請となります。特別問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

2 番の説明をいたします。申請地は、豊沢 [] で、 [] になります。 [] から [] への自己用住宅敷地の所有権移転の申請になります。

す。排水含め、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

3番の説明をいたします。申請地は、[]になります。場所は、
前回申請があった場所の[]南側になります。[]さんから[]
へ駐車場敷地 16 台分として、3 年間の使用貸借の申請になります。
特別、問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

4番の説明をいたします。申請地は、愛野南二丁目になります。場所は、
[]になります。[]さんから自己用住宅敷地、20 年
間の使用貸借の申請となります。特別、問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

木野委員

5番の説明をいたします。申請地は、川井で[]
になります。今回の申請は、[]さんと[]さんの水田を[]へ所
有権移転をして宅地分譲 3 区画にする計画です。既に周辺は住宅地となっ
ており、区画も見切り壁に囲まれて、排水も南北に側溝があり、雑排水も公共
下水道に接続され、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

6番の説明をいたします。先ほど説明をした 5 番は水田を 3 区画分譲する
計画ですが、6 番は残っている農地部分を土地所有者の[]さんが[]さん
に自己用住宅敷地として使用貸借をするものでございます。先ほど説明しま
したが、排水も南北に側溝があり、雑排水も公共下水道に接続され、特に問
題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

永井委員

7番の説明をいたします。申請地は、堀越[]で[]
南側になります。[]さんから[]さん
へ所有権移転をして自己用住宅敷地にするための許可申請です。この場所
は、堀越区画整理地内で周辺は既に住宅地となっております。汚水は公共下
水道に流して、雨水は東側の道路側溝に流します。特に問題ないと思われま
す。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

8番の説明をいたします。申請地は山科で[]
になります。申請地の東側は水田で、[]から[]
から所有権移転をして、トラックなどの駐車場敷地にするた
めの許可申請です。現場の南側と北側は既に他の会社の敷地となっております。
雨水は、調整池から東側の道路を横断して排水路に流す計画です。
特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

石黒委員 9番の説明をいたします。こちらの案件につきましては、始末書が提出されております。申請地は、広岡[]になります。
[]駐車場が不足しているため、隣接する農地を借りて駐車場として利用しておりました。周りが宅地の中の農地となっていて進入路もなく、現状復帰するまでもないのではないかとということで、使用禁止としております。雨水は周りのU字溝に流します。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

井口委員 10番の説明をいたします。申請地は、[]敷地になります。譲渡人は申請地南側に住んでいる[]さんから、譲受人が[]への所有権移転になります。既にその周りは[]という地内の一部となり、許可ができれば全体が緑地兼緩衝帯となります。排水路はあります。周りは農地もなく、影響はないと思います。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

西村委員 11番の説明をいたします。申請地は見取で、[]、[]北側になります。[]が資材置場として使いたいということで、図面にあるような配置で使用するということで、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

天野委員 12番の説明をいたします。申請地は友永です。友永の[]さんが母親の土地を借りまして、北側の宅地を併用して自己用住宅を建築します。排水は東側の道路側溝に排水します。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

石川委員 13番の説明をいたします。申請地は[]、[]南になります。[]さん外1名から[]への所有権移転ということで、建売住宅を[]建てる申請です。

現状、田圃が2筆ありますが、1筆はまだ残ることになります。そちらには今のところ土留壁がないので、つけなければならないと思いますが、耕作者の方がやってくれると思いますので問題はないと思います。下水も公共下水が通っていますし、排水も北側の側溝に流す予定となっております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

天野委員 自分の案件のところで申し訳ありませんが、友永の12番は、公図では併用地と申請地の間に広いスペースがあると思います。申請上問題ないと思い

ますが、どうなっておりますか。

事務局
(浜本)

公図では申請地と併用地の間に広くスペースがありますが、実際はつながっておりますので、特に問題ないと思われます。

会長

その他ございますか。それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第 30 号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 30 号については、承認することに決しました。

次に、日程第 3、報第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」、報第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」。事務局から続けて報告をお願いします。

事務局
(川村)

報第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」。
農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【 1 】

見取 []、畑、[] m² ほか 3 筆
[]、[]、耕作目的 ほか 2 件

以上、計 3 件、[] m²でございます。

事務局
(浜本)

報第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の許可取下げについて」。
下記のとおり取下げ願いが提出されましたので、報告します。

今回、取下げ願いが提出された土地は、木原 []、畑、[] m² になります。こちらは、令和 3 年 6 月に [] 自己用住宅敷地として転用許可を受けた場所になります。しかし、家庭の諸事情にともない、建築が不可能となったため、取下げ願いが提出され、承認されました。

以上、1 件報告させていただきます。

会長

ありがとうございました。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人